

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

本市における地域公共交通の現状として、49系統のバス路線が民間1社により運行しており、多くの路線が中心市街地を経由する路線となっている状況であるが、バス利用者は年々減少傾向にあり、平成27年度は937千人と100万人を割るほどに落ち込んでいる。

このような状況において、中心市街地における区画整理事業の進捗や多くの市民が利用する公共公益施設の建設、隣接するマリントウン地区の埋め立てなど、まちづくりが進む中、新たな路線開設のニーズが高まっているところである。

また、現在のバス路線は生活路線としての運行が殆どであり、主要観光施設等へのアクセスが不十分なうえ、乗継地点が離れているなど、特に観光客を中心として解りづらい、利用しづらいとの声が出ており、利便性の向上を図る取り組みが求められている。

(2)事業の必要性

公共交通の利便性向上を図り、利用者の増加に向けた取り組みは、将来にわたって地域公共交通を維持していく上でも喫緊の課題となっている。そのため、地域公共交通網形成計画を策定し、将来のまちづくりと連携した路線の見直し、運行形態の在り方を検討していく必要がある。

また、市民にとっても観光客にとっても解りやすく・利用しやすい交通体系を構築するためには、拠点となるターミナルの整備が不可欠であり、交通拠点を起点とした奄美大島全体のきめ細やかな交通網を整備していく必要がある。

さらには、現在廃止路線代替バスとして運行しているコミュニティバスを引き続き運行するとともに、利便性の向上を図ることで中心市街地への来街頻度を向上させる取り組みを進めていく必要がある。

(3)フォローアップの考え方

事業の進捗状況は毎年度確認し、事業進捗及び目標の達成状況に応じて事業促進等の改善措置を講ずる。また、基本計画の計画満了時には、実施した事業の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2]具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当事業なし

(2)①認定と連携した措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当事業なし

(2)②認定と連携した措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： バスセンター・複合施設事業計画策定事業(再掲) 内容： 交通拠点となるバスセンター及び複合施設整備計画を策定する。 位置： 港町地内 実施期間： 平成 31～32 年度	中心市街地活性化協議会	公共交通機関による中心市街地のアクセス向上と拠点性の創出及び観光客等にも解りやすい交通拠点の整備を図るとともに、民間活力との連携による交流機能の向上を図るため、バスセンター・複合施設の整備に向けた事業計画の策定を行う。 他の公共施設の整備を含めた中心市街地の将来像を示すことは、周辺における民間投資の誘発に繋がることが期待できることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 中心市街地商業活性化診断・サポート事業 実施時期： 平成 31 年度～平成 32 年度	

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 地域公共交通網形成計画策定事業 内容： 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画を策定する。 位置： 奄美市内 実施期間： 平成 29 年度	奄美市地域公共交通活性化協議会	中心市街地の街づくりが進む中で、地域公共交通によるアクセス性を改善するとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通の在り方を検討するため、地域公共交通網形成計画を策定する。 利便性の高いコンパクトシティの街づくりを進める上で、地域公共交通の充実強化は中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 地域公共交通維持改善事業 実施時期： 平成 29 年度	

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： コミュニティバス(廃止路線代替バス)運行事業 内容： 地域公共交通による中心市街地へのアクセス確保を図る。 位置： 奄美市内 実施期間： 平成 18 年度～	民間事業者等	本事業は、地域公共交通による中心市街地へのアクセス空白地域を解消するため、バス会社に運行を委託し、路線の維持確保を図る事業である。 地域公共交通による中心市街地へのアクセスを確保することは、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置の内容： 鹿児島県地方公共交通特別対策事業費補助金 実施時期： 平成 18 年度～	

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

